



金 沢 市 公 報

号外第4号の9

令和5年(2023年)3月31日

〒920-8577

金沢市広坂1丁目1番1号

発行所 金 沢 市 役 所

◎ 目 次	ページ	
●訓令甲		○金沢市産業振興資金融資要綱の一部改正について (産業政策課) 4
○行政組織の見直しに伴う関係訓令の整理に関する規程 (デジタル行政戦略課) 1		○金沢市行政改革推進本部設置要綱及び金沢市行政改革推進委員会設置要綱の廃止について (デジタル行政戦略課) 4
○金沢市副市長事務分担規程の一部改正について (人 事 課) 1		○金沢市住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金の支給に関する要綱及び金沢市住民税非課税世帯等に対する緊急支援給付金の支給に関する要綱の廃止について (福祉政策課) 4
○金沢市文書管理規程の一部改正について (文書法制課) 2		○金沢市新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金の支給に関する要綱等の廃止について (生活支援課) 4
○金沢市辞令式に関する規程の一部改正について (人 事 課) 2		○金沢市子育て世帯に対する臨時特別給付金の支給に関する要綱等の廃止について (子育て支援課) 5
○金沢市公金取扱金融機関事務取扱規程の一部改正について (会 計 課) 3		
●告 示		
○金沢市固定資産税等返還金交付要綱 (資 産 税 課) 3		

訓 令 甲

●金沢市訓令甲第1号

庁 中 一 般

行政組織の見直しに伴う関係訓令の整理に関する規程を次のように定める。

令和5年3月31日

金沢市長 村 山 卓

行政組織の見直しに伴う関係訓令の整理に関する規程

(職員の勤務時間に関する規程の一部改正)

第1条 職員の勤務時間に関する規程(昭和34年訓令甲第2号)の一部を次のように改正する。

別表中「中央卸売市場」の次に「又は市場再整備室」を加える。

(金沢市交通安全推進隊設置要綱の一部改正)

第2条 金沢市交通安全推進隊設置要綱(昭和40年訓令甲第7号)の一部を次のように改正する。

第7条中「歩ける環境推進課」を「交通政策課」に改める。

附 則

この訓令は、令和5年4月1日から施行する。

●金沢市訓令甲第2号

庁 中 一 般

金沢市副市長事務分担規程(平成8年訓令甲第2号)の一部を次のように改正する。

令和5年3月31日

金沢市長 村 山 卓

第2条第2号及び第3号を次のように改める。

(2) 新保副市長が担任する事務

ア 都市政策局に関する事務

- イ 総務局に関する事務
 - ウ 文化スポーツ局に関する事務
 - エ 環境局に関する事務
 - オ 都市整備局に関する事務
 - カ 土木局に関する事務
 - キ 危機管理監に関する事務
 - ク 会計課に関する事務
 - ケ 議会事務局に関する事務
 - コ 地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条の2の規定により他の執行機関（教育委員会及び農業委員会を除く。）の職員に補助執行させている事務
- (3) 山田副市長が担任する事務
- ア 経済局に関する事務
 - イ 農林水産局に関する事務
 - ウ 市民局に関する事務
 - エ 福祉健康局に関する事務
 - オ こども未来局に関する事務
 - カ 消防局に関する事務
 - キ 企業局に関する事務
 - ク 市立病院に関する事務
 - ケ 地方自治法第180条の2の規定により教育委員会及び農業委員会の職員に補助執行させている事務
- 附 則

この訓令は、令和5年4月1日から施行する。

●金沢市訓令甲第3号

庁 中 一 般

金沢市文書管理規程（令和3年訓令甲第1号）の一部を次のように改正する。

令和5年3月31日

金沢市長 村 山 卓

第17条第1項ただし書及び同条第3項を削る。

第19条中「登録するとともに、押印決裁の方法により決裁を受けた場合には、その年月日を起案文書に記載しなければ」を「登録しなければ」に改める。

第29条中「登録するとともに、押印決裁の方法により決裁文書を施行したときは、当該年月日を原議に記載しなければ」を「登録しなければ」に改める。

第36条第2項及び第39条第1項第4号中「金沢市情報公開及び個人情報保護に関する条例」を「金沢市情報公開に関する条例」に改める。

附 則

この訓令は、令和5年4月1日から施行する。

●金沢市訓令甲第4号

庁 中 一 般

金沢市辞令式に関する規程（昭和51年訓令甲第3号）の一部を次のように改正する。

令和5年3月31日

金沢市長 村 山 卓

第2条第24号中「第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項」を「第22条の4第1項又は第22条の5第1項」に改め、「任期を定めて常時勤務を要する職又は」を削る。

別表第31項を次のように改める。

31 再任用を行う場合

金沢市〇〇 〇職〇級（週〇〇時間勤務）に再任用する

任期は〇年〇月〇日までとする

別表中第32項を削り、第33項を第32項とし、第34項から第36項までを1項ずつ繰り上げ、同表第37項中「第40項」を「第39項」に改め、同項を同表第36項とし、同表中第38項を第37項とし、第39項から第46項までを1項ずつ繰り上げる。

附 則

- 1 この訓令は、令和5年4月1日から施行する。
- 2 再任用を行う場合及び再任用の任期を更新する場合における暫定再任用職員（地方公務員法の一部を改正する法律（令和3年法律第63号）附則第4条第1項若しくは第2項、第5条第1項若しくは第3項、第6条第1項若しくは第2項又は第7条第1項若しくは第3項の規定により採用された職員をいう。）に交付する辞令書の様式、記載事項等については、なお従前の例による。

●金沢市訓令甲第5号

庁 中 一 般

金沢市公金取扱金融機関事務取扱規程（昭和39年訓令甲第1号）の一部を次のように改正する。

令和5年3月31日

金沢市長 村 山 卓

第14条中「会計管理者振り出しの小切手」を「会計管理者からの資金」に改める。

第15条第1項中「を券面金額とした小切手」を「の資金」に改める。

第16条中「小切手」を「資金」に改める。

附 則

この訓令は、令和5年4月1日から施行する。

告 示

●金沢市告示第80号

金沢市固定資産税等返還金交付要綱を次のように定める

令和5年3月31日

金沢市長 村 山 卓

金沢市固定資産税等返還金交付要綱

（目的）

第1条 この要綱は、地方税法（昭和25年法律第226号。以下「法」という。）第417条第1項の規定により固定資産の価格等が修正されたにもかかわらず、法の規定により還付が行われない額（以下「過納額」という。）がある場合において、一定の要件の下にその全部又は一部に相当する額を固定資産税等返還金（以下「返還金」という。）として交付することにより、納税者の税負担の公平と税務行政に対する信頼を確保することを目的とする。

（用語の意義）

第2条 この要綱において使用する用語の意義は、法で使用する用語の意義の例による。

（対象者）

第3条 返還金の交付の対象者は、過納額が生じた納税者とする。

- 2 前項の納税者に、死亡、合併等の事由が生じたときは、市長が適当と認める者を交付の対象者とすることができる。

（要件）

第4条 返還金は、次に掲げる要件の全てを満たしたときに限り、交付するものとする。

- (1) 法第417条第1項の規定により固定資産の価格等が修正されたこと。
- (2) 前号の修正により更正されるべき固定資産税又は都市計画税の全部又は一部が、法の規定により更正されないこと。
- (3) 法の規定により更正されない部分があることについて、納税者の責めに帰すべき事由がないこと。

（返還金の額）

第5条 返還金の額は、次に掲げる額の合計額とする。

(1) 過納額

(2) 過納額に係る利息相当額

2 前項第1号の過納額は、固定資産課税台帳に基づきその額を算定する。この場合において、算定の対象とする期間は、返還金の交付の決定した日の属する年度から起算して20年度を限度とする。

3 第1項第2号の過納額に係る利息相当額は、各年度の10月1日から返還金の交付を決定した日までの日数に応じ、当該過納額に民法（明治29年法律第89号）第404条に規定する法定利率により算出した額とする。

（請求）

第6条 返還金の交付を受けようとする者は、請求書に必要事項を記入し、市長に請求するものとする。

（通知）

第7条 市長は、返還金の交付を決定したときは、その交付を受ける者にその旨を通知する。

（交付）

第8条 市長は、前条の規定による通知をしたときは、速やかに返還金を交付するものとする。

（雑則）

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、令和5年4月1日から施行する。

●金沢市告示第81号

金沢市産業振興資金融資要綱（平成13年告示第60号）の一部を次のように改正する。

令和5年3月31日

金沢市長 村 山 卓

附則第3項中「令和5年3月31日」を「令和6年3月31日」に改める。

●金沢市告示第82号

次に掲げる告示は、廃止する。

(1) 金沢市行政改革推進本部設置要綱（平成7年告示第50号）

(2) 金沢市行政改革推進委員会設置要綱（平成7年告示第91号）

令和5年3月31日

金沢市長 村 山 卓

附 則

この告示は、令和5年4月1日から施行する。

●金沢市告示第83号

次に掲げる告示は、廃止する。

(1) 金沢市住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金の支給に関する要綱（令和4年告示第14号）

(2) 金沢市住民税非課税世帯等に対する緊急支援給付金の支給に関する要綱（令和4年告示第257号）

令和5年3月31日

金沢市長 村 山 卓

附 則

この告示は、令和5年4月1日から施行する。

●金沢市告示第84号

次に掲げる告示は、廃止する。

(1) 金沢市新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金の支給に関する要綱（令和3年告示第206号）

(2) 金沢市原油価格高騰緊急対策生活困窮世帯暖房費助成金交付要綱（令和4年告示第15号）

(3) 金沢市原油価格等高騰緊急対策生活困窮世帯福祉光熱費助成金交付要綱（令和4年告示第192号）

令和5年3月31日

金沢市長 村 山 卓

附 則

この告示は、令和5年4月1日から施行する。

●金沢市告示第85号

次に掲げる告示は、廃止する。

- (1) 金沢市子育て世帯に対する臨時特別給付金の支給に関する要綱（令和3年告示第361号）
- (2) 金沢市多子世帯等に対する臨時特別給付金の支給に関する要綱（令和4年告示第16号）
- (3) 金沢市ひとり親世帯に対する生活支援特別給付金の支給に関する要綱（令和4年告示第181号）
- (4) 金沢市ひとり親世帯以外の子育て世帯に対する生活支援特別給付金の支給に関する要綱（令和4年告示第182号）

令和5年3月31日

金沢市長 村 山 卓

附 則

この告示は、令和5年4月1日から施行する。

令和5年(2023年)3月31日 発行

発行人

発行所

編 集 石川県金沢市玉銚4丁目166番地

金 沢 市

金 沢 市 役 所

(株) 共 栄